

平成22年（行ウ）第2号  
原告 奥村悦夫 外6名  
被告 今治市 外5名

## 準備書面（22）

2011年 10月 13日

松山地方裁判所 御中

### 被告準備書面(1)への反論

#### 1. 本件採択と本件図書購入との関係

被告らは、準備書面（1）において、「本件採択と本件図書購入との関係」について「本件採択を直接の原因として購入するものではない」と次のように述べている。

各市町村が購入する教科用図書や教師用指導書については、無償措置法に根拠を有することが要求されるわけでも、また、その購入する部数や業者について、採択を前提に制限されたり、義務付けられたりするわけでもない。

つまり、教科用図書や教師用指導書の購入は、各学校を含む教育委員会において必要と判断した際にその都度購入するものであり、本件採択を直接の原因として購入するものではない。

この被告らの主張の前提には、虚偽がある。つまり、「平成22年度 中学校教師用教科書・指導書の購入について（事前伺）」（証拠甲47号証）には、下記資料1のように、中学校教師用教科書・指導書の購入理由を、「平成21年8月27日の教育委員会において、平成22年度中学校用教科書が採択され、それに伴い、必要になった教師用教科書を購入いたしたい。併せて指導書についても購入いたしたい。」と記載している。

## 資料 1、証拠甲 4 7 号証の 2 枚目

1 購入理由	
平成 2 1 年 8 月 2 7 日の教育委員会において、平成 2 2 年度中学校使用教科書が採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書を購入いたしたい。併せて指導書についても、教科書の内容と学習指導要領との関係を理解し、効果的な授業を行うために購入いたしたい。	
また、移行措置対応の補助教材が教科書会社から発行されるため、その指導書についても購入いたしたい。(補助教材自体は、教師用も無償で配布される。)	
なお、上記のほか、教員増員や教科書・指導書の破損等により、新規購入が必要となった場合についても購入することといたしたい。	
2 品 名	中学校教師用教科書・指導書

また、「平成 2 3 年度 教師用教科書・指導書の購入申し込みについて」(証拠甲 4 8 号証)にも、下記資料 2 のように、「平成 2 2 年 8 月 3 0 日の教育委員会において、平成 2 3 年度小学校用教科書が採択され、それに伴い、併せて指導書についても、教科書の内容と学習指導要領との関係を理解し、効果的な授業を行うために購入いたしたい。」と記載している。

## 資料 2、証拠甲 4 8 号証の 2 枚目

1 購入理由	
平成 2 2 年 8 月 3 0 日の教育委員会において、平成 2 3 年度小学校使用教科書が採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書を購入いたしたい。併せて指導書についても、教科書の内容と学習指導要領との関係を理解し、効果的な授業を行うために購入いたしたい。	
なお、上記のほか、教員増員や教科書・指導書の破損等により、新規購入が必要となった場合についても購入することといたしたい。	
2 品 名	小学校教師用教科書・指導書

## 結語

以上の証拠で明らかなように、本件採択(平成 2 1 年 8 月 2 7 日の教育委員会において、平成 2 2 年度中学校用教科書の採択)と本件教科書など(平成 2

2年度 中学校教師用教科書・指導書)の購入の原因の関係は明白であり、本件採択が直接の原因として本件教科書及び教師用教科書・指導書を購入したことは、明々白々である。

なお、公的機関である被告らは、自らの主張を述べるにしても、虚偽に基づく主張は行ってはならないことを述べ、嚴重に注意しておく。

以上

添付資料

- 1, 証拠甲47号証「平成22年度 中学校教師用教科書・指導書の購入について(事前伺)」 各1通
- 2, 証拠甲48号証「平成23年度 教師用教科書・指導書の購入申し込みについて」 各1通
- 3, 証拠説明書 各1通